

令和6年4月26日

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第1号訪問事業訪問介護事業所
指定第1号通所事業通所介護事業所

那覇市福祉部
ちゃーがんじゅう課

令和6年度那覇市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス・通所型サービスの介護報酬改定について

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、介護保険制度についてのご理解、ご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（独自）・通所型サービス（独自）では、「月額包括報酬制」としていましたが、令和6年4月より単価制を導入いたしました。

単価制の導入により事業者様よりお問い合わせを多く頂いたことから、令和6年5月以降、別添のとおり、取り扱うことといたしました。

令和6年4月中に作成したものについては、経過措置期間として、従来どおりの取り扱いも可能といたしますが、適宜、ご対応をお願いいたします。

お問い合わせ先

那覇市ちゃーがんじゅう課 包括支援グループ

TEL : 862-9010 / FAX : 862-9648

**那覇市介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス（独自）・通所型サービス（独自）の報酬改定について**

1. 訪問型サービス（独自）（A2）

①基本報酬

【現行】

基本報酬	サービス内容	単位数
1月あたり	週1回程度	1176 単位
	週2回程度	2349 単位
	週2回を超える程度	3727 単位

【令和6年4月～】

令和6年厚生労働省告示第86号別表単位数表の訪問型サービス費に定める単位数

基本報酬	サービス内容	単位数
1月あたり	週1回程度	1176 単位
	週2回程度	2349 単位
	週2回を超える程度	3727 単位
1回あたり	標準的なサービス	287 単位
	20分～45分の生活援助	179 単位
	45分以上の生活援助	220 単位
	短時間の身体介護	163 単位

1回あたりの単価を
導入します。

②月額包括報酬・1回あたりの単価の選択の判断について（標準的なサービスの場合）

【令和6年4月まで】

サービス利用を月額包括報酬で作成し、自己都合等の理由により利用しなかった場合で、日割りの適用のない場合については、月額包括報酬での請求とする。

【令和6年5月から】

利用回数に合わせて、選択するものとする。

利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
週1回程度	月に4回まで	287 単位	1回につき
	月に5回以上	1176 単位	1月につき
週2回程度	月に8回まで	287 単位	1回につき
	月に9回以上	2349 単位	1月につき

週2回を超え る頻度	月に12回まで	287単位	1回につき
	月に13回以上	3727単位	1月につき

③加算・減算

令和6年厚生労働省告示第86号別表単位数表の訪問型サービス費に定める単位数に準じる。

令和6年6月から「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の一本化されることに伴う報酬改定が予定されています。

2. 通所型サービス（独自）（A6）

①基本報酬

【現行】

基本報酬	サービス内容	単位数
1月あたり	週1回程度	1672単位
	週2回程度	3428単位

【令和6年4月～】

令和6年厚生労働省告示第86号別表単位数表の訪問型サービス費に定める単位数

基本報酬	サービス内容	単位数
1月あたり	週1回程度	1798単位
	週2回程度	3621単位
1回あたり	週1回程度	436単位
	週2回程度	447単位

1回あたりの単価を
導入します。

②月額包括報酬・1回あたりの単価の選択の判断について

【令和6年4月まで】

サービス利用を月額包括報酬で作成し、自己都合等の理由により利用しなかった場合で、日割りの適用のない場合については、月額包括報酬での請求とする。

【令和6年5月から】

利用回数に合わせて、選択するものとする。

利用頻度	利用回数	単位数	算定回数
週1回程度	月に4回まで	436単位	1回につき
	月に5回以上	1798単位	1月につき

週 2 回程度	月に 8 回まで	447 単位	1 回につき
	月に 9 回以上	3621 単位	1 月につき

※週 1 回程度：要支援 1 もしくは要支援 1 相当の事業対象者

※週 2 回程度：要支援 2 もしくは要支援 2 相当の事業対象者

③加算・減算

令和 6 年厚生労働省告示第 86 号別表単位数表の通所型サービス費に定める単位数に準じる。

令和 6 年 6 月から「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の一本化されることに伴う報酬改定が予定されています。